

3. 自家用旅客運送事業

- ① 自家用旅客運送事業 (概要)
- ② 自家用旅客運送事業 (手続き)
- ③ 自家用旅客運送事業 (佐渡市の現状)

① 自家用有償旅客運送（概要）

自家用有償旅客運送について

自家用有償旅客運送制度（平成18年創設）

- 過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域住民の生活維持に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、例外的に市町村やNPO法人等が自家用車を用いて有償で運送できることとする制度
- 輸送の安全（運行管理体制、運転者の要件等）や利用者の保護（収受する対価の揭示義務等）に係る規定を設けることにより、安全かつ安心して利用できるサービスの普及を促進

自家用有償旅客運送

※実施団体数は平成27年3月31日時点

住民等のための「自家用有償旅客運送」 （市町村運営有償運送（交通空白）、公共交通空白地有償運送）

交通空白地域において、住民等の移動手段の確保を目的として、地域の関係者の合意に基づき、市町村、NPO等が自家用自動車を使用して、有償で輸送



実施団体数：市町村運営有償運送（424団体）
公共交通空白地有償運送（95団体）

身体障害者等のための「自家用有償旅客運送」 （市町村運営有償運送（福祉）、福祉有償運送）

福祉タクシー等による輸送サービスが提供されていない地域において、身体障害者等の移動手段の確保を目的として、地域の関係者の合意に基づき、市町村、NPO等が自家用自動車を使用して、有償で輸送



実施団体数：市町村運営有償運送（118団体）
福祉有償運送（2432団体）

自家用有償旅客運送の事務・権限の移譲

- 「第4次分権一括法」の成立（平成26年5月28日）によって、平成27年4月1日より自家用有償旅客運送の事務・権限については移譲を希望する市町村などに対し移譲を行うこととなった。（手挙げ方式による権限移譲）
- 平成27年4月1日に事務・権限の移譲を行う11自治体（3県、8市町村）を同日指定。

② 自家用有償旅客運送（手続き）

自家用有償旅客運送の実施手続

- 自家用有償旅客運送の実施にあたっては、運営協議会（市町村運営有償運送の場合は地域公共交通会議）において合意が調った後に、国土交通大臣の登録を受ける必要がある。
- 国土交通大臣は、輸送の安全確保及び利用者の保護のための指導・監督を実施。
- 平成27年4月より、事務権限（登録、指導・監督）の市町村長等への移譲（手挙げ方式）を開始。

運営協議会（道路運送法第79条の4）

【主宰者】 市町村（都道府県も可）

【構成員】 地方運輸局（又は運輸支局）、地域住民、NPO等、バス・タクシー事業者 等

【協議事項】 ①自家用有償旅客運送の必要性 ②運送の区域 ③旅客から收受する対価

合意

国土交通大臣等の登録（道路運送法第79条） → 運輸支局長等が実施

【登録要件】 ①バス、タクシーによることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な輸送を確保するため必要であることにつき、地域の関係者が合意していること。

②運行管理体制、運転者、整備管理体制、事故発生時の連絡体制等、必要な安全体制を確保していること。

【有効期間】 2年（重大事故を起こしていない場合等は3年）

→協議会の合意に基づき、更新の登録が必要

国土交通大臣等による輸送の安全確保等の指導・監督（道路運送法第79条の9 等） → 運輸支局長等が実施

- 運行管理体制、運転者の要件等、輸送の安全確保のために必要な体制等について、指導・監督
- 必要に応じ、監査等により確認。さらに、是正命令や登録の取消等の処分を実施

③ 自家用有償旅客運送（佐渡市の現状）

平成26年8月に運輸局から講師を招き、関係者を集めた勉強会を開催し、自家用有償旅客運送の必要性について一定の理解をいただいた。

平成27年5月に「佐渡市自家用有償旅客運送運営協議会」を設置し、福祉有償運送について2団体が登録されている。

登録団体

① 小規模多機能型居宅介護事業所「ささえ愛あいの山」 金井地区大和

（平成28年3月30日登録）

○輸送対象者：入所者 25名 ○使用車両：軽自動車 2台（車いす対応）

○主な輸送先：佐渡総合病院

② 地域密着型特別養護老人ホーム「金泉ふれあいの杜」 相川地区北狄

（平成28年10月17日登録）

○輸送対象者：入所者 27名 ○使用車両：普通自動車 1台（ストレッチャー対応）
軽自動車 1台（車いす対応）

○主な輸送先：相川病院、佐渡総合病院

協議内容

地域において介護福祉タクシーが不足している現状を確認し、申請団体の運送内容について合意した。
（不足している現状の確認については、事前に交通事業者へのヒヤリングを実施）